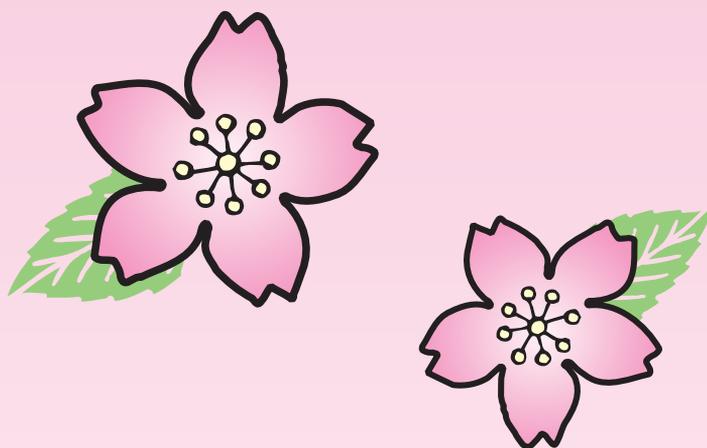


桜美林大学 臨床心理センター一年報



桜美林大学大学院臨床心理学専攻

桜美林大学 臨床心理センター一年報

第 18 号 2021 年 3 月

巻頭言

デジタル化の波を受けて……………井上 直子……………1

報告

2020 年度 桜美林大学臨床心理センター活動報告……………2

2020 年度心理学研究科臨床心理学専攻修士学位論文概要（15 名）……………7

桜美林大学臨床心理センター規定……………30

編集後記……………32

巻頭言

デジタル化の波を受けて

桜美林大学臨床心理センター長 井上 直子

新型コロナの感染拡大は人々の生活に様々な影響を与えている（残念ながらまだまだ過去形にはならない…）。その一つに世界的に加速するデジタル化とオンライン化がある。日本では 2000 年頃から国をあげての課題となっていたが、デジタル後進国と言われるほどの遅れがコロナ禍に陥って露呈した。国、企業、教育機関を始めとする各組織運営において、また人々の生活において、3密を避けて遠隔で運営・処理・伝達ができるかどうか、という業務のオンライン化がクローズアップされたからである。この業務のオンライン化に欠かせないのがデジタル化である。日本も本腰を上げて、デジタル化を進めざるを得ない局面にある。

本学でも 2020 年 2 月以降、最速で業務や授業のオンライン化に対応するために、デジタル化の取り組みが加速した。情報システム部を中心とした、その対応の迅速さや丁寧さには頭の下がる思いであった。教育の機会と質の維持を最優先し、教職員も在校生も皆、それに追いつくのに必死であった。当初は背に腹は変えられず、やむを得ずであったものの、馴れるにつれてデジタル化そのもののメリットも感じられるようになったと思う。簡単にアナログを捨ててしまわず、しかしデジタルも積極的に活かすことが、アフターコロナの大学における対面とオンラインを活用した在り方に繋がるであろう。

話は少しばかり飛ぶが、このデジタル化の本格的な波を受けて、臨床心理センターでは年報を本号から紙媒体の冊子での発行（アナログ）からネット上で閲覧可能な機関リポジトリへの収録（デジタル）に変更することにした。これに伴い、閲覧者の広がり期待されると同時に、繊細な情報の扱いに留意しなければならないと心得ている。現在まだ試行錯誤の段階であり、基本的なデータ以外は控えめな内容になっていることをご理解いただけたらと思う。

桜美林大学臨床心理センター規定

(設置)

第1条 本学に、臨床心理センター(以下「センター」という)を置く。

(目的)

第2条 センターは、臨床心理相談活動を行い、それによって臨床心理学についての研究及び教育を深めることを目的とする。

(事業)

第3条 センターは前条の目的を果たすため、次に挙げる事業を行う。

1. 本学大学院心理学研究科臨床心理学専攻学生のセンターにおける臨床心理学に関する実習教育。
2. 学外・学内の来談者の心理・教育的問題に対する臨床心理相談活動。
3. その他、運営委員会の議を経てセンター長が必要と認めた事業。

(構成)

第4条 センターは次に掲げる者をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 運営委員
- (3) スタッフ
クリニカルスタッフ(「臨床心理実習」を担当する非常勤教員)、
インターカー、事務職員
- (4) その他、運営委員会の議を経てセンター長が必要と認めた者。

(センター長)

第5条 センター長はセンターを代表し、センターの業務を統括する。

1. センター長は、第6条に定める運営委員会の委員の中から大学院部長が候補者を推薦し、学長がこれを任命する。
2. センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第6条 センターにセンターの運営を円滑にするために、運営委員会(以下「委員会」という)を置き、委員長の他、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 大学院部長
 - (2) 心理学研究科長
 - (3) 心理学研究科臨床心理学専攻の学科目を担当する専任教員
 - (4) その他、センター長が必要と認めた者
- 2 運営委員長には、センター長がこれにあたる。
 - 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 委員会は必要に応じて委員長が招集し、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) センターの基本方針に関する事項
 - (2) 事業の計画及びセンターの運営に関する事項

(クリニカルスタッフ)

第7条 センターにはクリニカルスタッフを置く。

- 1 クリニカルスタッフは、運営委員会の議を経て、センター長が委託する。
- 2 クリニカルスタッフは、センター長および運営委員会の支持を受けて、大学院生の指導、臨床心理相談業務を行う。
- 3 クリニカルスタッフの任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(インターカー)

第8条 センターにはインターカーを置く。

- 1 インターカーは運営委員会の議を経て、センター長が委託する。
- 2 インターカーは、センター長および運営委員の指示を受けて、電話による受付業務の他、心理臨床センターにおける活動を補助する。
- 3 インターカーの任期は1年とし、原則として最長2期2年までとする。

第9条 本規定の施行に必要な内規については、別に定める。

附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

◆◆◆編集後記◆◆◆

今年度も無事、桜美林大学臨床心理センター年報18号を発行することができました。こうしてお届けできるのも、学内外の皆様のご理解とご協力のもとであり、心より御礼申し上げます。

今後も日頃の研究や実践成果など、多方面でご活躍される修了生、先生方からのご投稿を心よりお待ちしております。

引き続き、当センターを利用される方々や地域の皆様のお力になれるよう、また、様々な分野で活躍できる臨床心理士の育成を目指し、当センターの運営に一層励んでいく所存です。

末筆ながら、今後とも桜美林大学臨床心理センターへの変わらぬご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様の益々のご活躍を心よりお祈り申し上げます。

編集担当 長澤 篤郎・荒木 仁子